

*北海道公報

発行 北 道 知 事 官 報
 (総 務 部 法 制 文 書 課)
 電話 011 - 231 - 4111
 (内 線 22-271)
 FAX 011 - 232 - 1385
 印刷 株式会社印刷

目 次

ページ

○ 北 道 知 事 官 報 第 2 5 号 北 道 通 信 機 器 の 利 用 に 係 る 文 書 管 理 の 特 別 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (北 道 文 書 課)	1
○ 北 道 知 事 官 報 第 2 6 号 電 子 文 書 交 換 シ ス テ ム の 利 用 に 係 る 文 書 管 理 の 特 別 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (北 道 文 書 課)	1

目 次

目 次

北海道訓令第25号

本 庁
出 先 機 関

北海道通信機器の利用に係る文書管理の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年 7月26日

北 道 道 知 事 堀 達 也

北海道通信機器の利用に係る文書管理の特例に関する規程の一部を改正する訓令
 北海道通信機器の利用に係る文書管理の特例に関する規程 (平成10年北海道訓令第14号)
 の一部を次のように改正する。
 第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 通信機器 次に掲げるものをいう。
 - ファクシミリ装置
 - 総務部長が指定するシステムで運用される電子メール又は電子掲示板の利用に係る送受信装置
 - 総務部長が指定するシステムで運用される電子メール又は電子掲示板の利用に係る送受信装置 (以下「電子文書交換システム」という。)
- 電子文書 電子計算機による情報処理の用に供される電子情報のうち、電子文書交換システムの利用により送受信が行われ、かつ、文書主任が公文書と特定するものをいう。

(3) 電子署名 電子文書について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 当該電子文書が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すものであること。
- 当該電子文書について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

第3条中「通信機器」の次に「(電子文書交換システムを除く。)」を、「できる文書」の次に「(第6条第1項において「軽易な文書」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 電子文書交換システムを利用することができる施行文書は、文書管理規程第30条に規定する送付を要する施行文書とする。
第5条に次の1号を加える。
- 電子文書交換システム施行
第7条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第8条とする。

2 文書主任は、電子文書交換システムにより電子文書を受信した場合には、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

- 電子署名が付与されている場合は、当該電子署名の検証を行うこと。
- 当該電子文書は、速やかに紙に出力すること。

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加え、同条を第7条とする。

- 電子文書交換システムを利用する施行文書は、総務部長が別に定める方法により文書主任が送信しなければならない。
第5条の次に次の1条を加える。

(電子署名)
 第6条 電子文書交換システムを利用して施行文書 (軽易な文書を除く。)を送信する場合において、文書管理規程第30条の規定による公印の押印に代えて、電子署名を付与するものとする。

- 電子署名は、文書主任が行うものとする。
- 電子署名を付与するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成14年 7月29日から施行する。

北海道訓令第26号

本 庁
出 先 機 関

北海道電子情報管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年7月26日

北海道知事 堀 達 也

北海道電子情報管理規程の一部を改正する訓令

北海道電子情報管理規程（平成10年北海道訓令第8号）の一部を次のように改正する。

「 1 「 1

2 2

別記様式中 3 を 3 に改め、同様式注5の事項中「上記1～4」を「1から

4 4

5 5

」 6」

5まで」に改め、同事項を同様式注6の事項とし、同様式注4の事項の次に次の1事項を加える。

5 北海道通信機器の利用に係る文書管理の特例に関する規程（平成10年北海道訓令第14号）第2条第3号に規定する電子署名が付与されたもの（受信したものに限る。）

附 則

この訓令は、平成14年7月29日から施行する。